

____、同法附則第35条の4第4項
に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2の2第10項に規定する条約適用配当利子等の額並びに同条第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から8万円を控除した額とする。

2 前項に規定する市町村民税につき、次の各号に掲げる控除を受けた者については、当該各号に掲げる額を同項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

(1) 地方税法第314条の2第1項第1号、第2号又は第4号に規定する控除____
____ 当該雑損控除額、医療費控除額又は小規模企業共済等掛金控除額に相当する額

(2) 地方税法第314条の2第1項第6号に規定する控除____ 当該控除の対象となった障害者一人につき27万円(当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、40万円)

(3) 地方税法第314条の2第1項第8号に規定する控除____

所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2の2第10項に規定する条約適用配当利子等の額並びに同条第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から8万円を控除した額とする。

2 前項に規定する市町村民税につき、次の各号に掲げる____者については、当該各号に掲げる額を同項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

(1) 地方税法第314条の2第1項第1号、第2号又は第4号に規定する控除を受けた者 当該雑損控除額、医療費控除額又は小規模企業共済等掛金控除額に相当する額

(2) 地方税法第314条の2第1項第6号に規定する控除を受けた者 当該控除の対象となった障害者一人につき27万円(当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、40万円)

(3) 地方税法第314条の2第1項第8号に規定する控除(同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割(同項第2号に規定する所得割をいう。以下この号において同じ。)の納税義務者(同項第13号に規定する合計所得金額が125万円を超える者に限る。以下この号において同じ。))及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定

_____ 27万円(当
該控除を受けた者が同条第3項
_____に規定する寡婦 _____

_____である場
合には、35万円)

(4) 地方税法第314条の2第1項第9号に
規定する控除 _____ 27万円

～略～

めるもの」とあるのを「婚姻によらな
いで父となった男子であって、現に婚
姻をしていないもの」と読み替えた場
合において同号に該当する所得割の
納税義務者を含む。) 27万円(当該控
除を受けた者が同法第314条の2第3項
に規定する寡婦(同法第292条第1項第
11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と
離婚した後婚姻をしていない者又は
夫の生死の明らかでない者で政令で
定めるもの」とあるのを「婚姻によら
ないで母となった女子であって、現に
婚姻をしていないもの」と読み替えた
場合において同法第314条の2第3項に
該当する者を含む。)である場合には、
35万円)

(4) 地方税法第314条の2第1項第9号に
規定する控除を受けた者 27万円

～略～

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
ただし、第5条の改正規定は、平成31年1
月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の寒川町小児の
医療費の助成に関する条例施行規則(以
下「新規則」という。)第4条の規定は、
寒川町小児の医療費の助成に関する条
例(平成7年寒川町条例第7号)第3条第3
項各号に定める所得が平成30年以後の
所得である場合について適用し、同項各
号に定める所得が平成29年以前の所得
である場合については、なお従前の例に
よる。

3 新規則第5条の規定は、平成31年1月1
日以後に受ける医療に関する給付につ
いて適用し、同日前に受けた医療に関
する給付については、なお従前の例によ
る。